



信頼のバッジ

MEI Z EISEI

NAGOYA CPTA Politics Federation



2023

8

meizeisei.gr.jp

発行責任者●幹事長 小島 善弘 編集責任者●広報委員長 藪本 裕信 発行所●名古屋税理士政治連盟 印刷所●共生印刷(株)



“夏の輝き” (第33回「会員による誌上写真展」広報委員長賞)

浅野 博嗣 (名古屋中村支部)・撮

ひとしあん

▶令和5年7月3日、国税庁は令和5年分路線価を発表した。全国約32万地点の標準宅地は平均で前年比1.5%上昇した。2年連続の上昇である。上昇の原因は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行し、旅行・懇親会等の行事がコロナ禍前に戻りつつあり、インバウンド需要による観光地・繁華街の景気回復が見え始めていることも要因の1つであると考えられる。

▶コロナ禍の約3年間で、テレワーク業務やウェブ会議が普及し、生活環境が著しく変化した。DXが急速に進んだことと同時に、対面での業務が大幅に減少したことは、もの寂しくもある。

▶コロナ禍前の状況とは大幅に変わったが、いつの時代も我々税理士の使命は、納税義務者の信頼にこたえ、丁寧な説明をし、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることである。

▶また、令和5年10月1日より適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まる。税理士の業務は日々変化している。我々も、納税者の要望に応え、時代の流れに取り残されないよう日々努力が必要である。

(早川 智央)

ピックアップ

- ひとしあん…………… (1)
- 役員就任挨拶…………… (2)
- 諸会合報告…………… (10)
- 税理士による後援会定期総会開催のお知らせ…………… (13)
- 令和6年度の税制改正に関する要望…………… (14)
- ひとあんしん…………… (17)

※税理士による後援会定期総会の日時及び会場につきましては後援会へ再度ご確認ください。



役員就任挨拶



副会長

村瀬 三浩

(千種支部)

令和5年6月9日に開催されました名古屋税理士政治連盟定期大会後の総務会において、2期目の副会長に選任されました。引き続き菱田会長をしっかりと補佐して、名税政の目的達成に努めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

名税政は名古屋税理士会の方針に添って政治活動をしているところですが、その中心は税制改正や税理士法改正など税理士会の要望の実現であります。調査研究部が毎年要望項目などをとりまとめて日税連に提出していますが、最終的には何とかこれを実現しなければなりません。その道のりは険しいものですが、成果が上げれば税理士が等しく享受することができます。そしてそのことが、今後の税理士及びその関与先の将来に関わる大切な活動であることを多くの会員の皆様にご理解賜りたいと願っております。

また、各後援会においても、担当の役員は粘り強く政治活動を続けておりますので、1人でも多くの会員の活動への参加をしていただきますようお願い申し上げます。



副会長

小松 佳史

(名古屋中村支部)

令和5年6月9日に開催されました名古屋税理士政治連盟第50回定期大会後の総務会において、ご承認をいただき副会長に就任いたしました、名古屋中村支部の小松佳史でございます。微力ではございますが、菱田会長をはじめ役員の皆様と共に、精一杯努めてまいりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

今春、新型コロナウイルス感染症も2類から5類へと引き下げられました。今後は活動のメ

インであります国会議員等の後援会活動もより活発になると思われれます。各後援会と協力して、公正で民主的な租税制度の確立を目指すと共に、衆議院総選挙も噂される状況の中、その折には推薦候補の先生方の必勝を期して、会員皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

また、80余年にわたり進歩・発展を続けてきた税理士制度の維持と更なる発展を遂げるため、名税政は名古屋税理士会の方針に添って税理士に共通する問題点を、政治的に解決しようと活動しております。引き続き多くの皆様のご支援、ご協力を賜りますよう心より、お願い申し上げます。



副会長

森 靖

(大垣支部)

令和5年6月9日に開催されました名古屋税理士政治連盟の第50回定期大会後の総務会にて副会長に選任されました大垣支部の森靖です。微力ではありますが、副会長として菱田会長を支えていく所存でございますので、よろしくお願い致します。

昨年まで名税政大垣支部長として、地元の税理士による国会議員後援会を通じ議員に対し税制改正に関する要望をレクチャーし、意見交換などをさせていただいておりました。今後は地元国会議員だけでなく広く活動をさせていただくことになり、ますます責任重大であると感じております。

さて、名税政は税理士会の方針に添って、税制改正の要望実現に向けての政治活動、税理士制度の維持発展を図るための政治活動が求められております。私はそれらの目的達成に向けてお役に立てるよういっそうの努力をする所存でございますが、当然のことながら会員皆様方のご支援とご協力が不可欠です。その点をご理解いただき、名税政の活動に参加していただきますようお願い申し上げます。

役員就任挨拶



総務会長

岩田 勝司

(大垣支部)

6月9日名古屋東急ホテルにて開催された第50回名税政定期大会後の総務会において、菱田会長からご指名をいただき、承認され2期目の総務会長を務めさせていただくこととなりました。総務会は、会務執行の議決機関として、運営及び事業活動に関する重要事項を審議決定する場です。その総務会の性格は、構成メンバーからして名税政の「本連盟は、名古屋税理士会の方針に添い」の趣旨をチェックする機関です。私は、その観点をもって職責を果たしたいと考えています。

さらに、総務会長と同時に、推薦審査会長の職もいただきました。国政選挙に際し、どの候補者を名税政が推薦するかを決定するのが推薦審査会です。「当選の可能性があり」「本連盟の施策に理解を示し尽力して」くださる方について、常日頃から情報交換をしていただき、推薦審査会の招集があった際、誰を推薦するか直ちに決定が可能となることを望ましいと考えています。



総務副会長

中野 修宏

(名古屋中村支部)

この度の総務会において、総務副会長に選任されました名古屋中村支部の中野修宏です。名税政の役員として、総務副会長や副幹事長を長期にわたり務めてまいりましたが、改めて身の引き締まる思いです。

税理士制度を維持し、その拡大・発展を図るためには政治活動が不可欠であります。

残念ながら、新型コロナウイルス感染症によ

り活動自粛を余儀なくされる期間が続きましたが、やっと本格的な活動ができる情勢となりました。改めて本年度からは、各後援会とも積極的に連携し、国会議員本人と我々会員との接触機会を増やしていかなければなりません。

今年中には衆議院解散、総選挙がありそうです。我々の要望実現に向けて、理解し活躍していただける候補を推薦し、選挙運動も必要となってきます。

私自身も目的達成に向けて微力ながらお役に立てればと思いますので、会員皆様のご支援、ご鞭撻をよろしくお願いします。



総務副会長

小原 香織

(岐阜北支部)

この度、名古屋税理士政治連盟第50回定期大会後の総務会において、前期に引き続き総務副会長に選任されました岐阜北支部の小原香織でございます。

総務会は、名税政の運営及び事業活動に関する重要事項を審議決定する機関です。会務執行を協議する正副幹事長会に陪席をいたしますので執行部と緊密な意見交換をし、執行部と一体となった総務会の活動、運営に誠心誠意務める所存でございます。

名税政の大切な活動に「税理士会が作成した建議書」をもとに「名税政が作成した要望書」を手にて国会議員に陳情することがあげられます。立法府である国会でしか法律は作ることも変えることもできません。そのため後援会を中心に何度も丁寧に陳情を行います。名税政の後援会の多くは、推薦国会議員との信頼関係が厚いのですが、それをさらに強固なものにするためには、活動に参加して頂く会員皆様のご支援・ご協力が必要不可欠となりますので、今後ともどうぞよろしくごお願い申し上げます。

役員就任挨拶



幹事長

小島 善弘

(熱田支部)

6月9日に開催された名古屋税理士政治連盟の定期大会の総務会において、幹事長に選任されました。4期目の幹事長の職になります。これまでの経験を活かしつつ、慣れにならない様に気を引き締めて、菱田会長をはじめ役員の皆様と共に職務を全うしてまいりたいと思います。

今年度は定期大会が50回を迎えましたが、これまでの歴代役員の方々の多大なご努力により、かなり活動力のある組織に築き上げられてきました。

しかしながらここ数年は、コロナ禍により活動がかなり制限され、満足な活動が出来ませんでした。今後はアフターコロナのなか、活発な活動が途切れることのないよう、役員一同頑張ってまいります。

また、今年は衆議院議員の総選挙があるかもしれません。これにも備えて行く必要があります。

会員の皆様のご支援ご協力よろしくお願いたします。



副幹事長

神戸 秀夫

(千種支部)

この度、名古屋税理士政治連盟第50回定期大会後の総務会において、副幹事長に選任されました千種支部の神戸秀夫です。前期は総務副会長として、正副幹事長会への陪席という形でお手伝いをしましたが、再び副幹事長としての役割を仰せつかりました。

名税政は、税理士会の方針のもと、税制改正要望の実現に向けての政治活動、税理士制度の維持・発展を図るための政治活動等を行う役

目と認識しています。その目的達成のためには、国会議員等後援会との連携が重要です。各議員との結びつきを強くし、我々の要望を理解し、実現していただくことに尽きると思います。

世の中は、ようやく平常の姿に戻ってきた感がありますが、税に関する環境はますます厳しいものになっています。

目的達成に向けて微力ながらお役に立てればと思いますので、ご支援・ご鞭撻をよろしくお願いたします。



副幹事長

倉地 茂雄

(昭和支部)

去る6月9日に開催されました名古屋税理士政治連盟第50回定期大会後に開かれた総務会において御承認をいただき引き続き副幹事長に就任することとなりました、昭和支部の倉地茂雄です。今期も政策委員会を担当します。

「利害関係の調整を図るのが政治の本質であるとするならば、時代とともに変化する税金に関する諸課題は、その最も大きな関心事であり、様々な利害がぶつかる中、少しでも合理的かつ公平な税制を求めていくことが税理士会の役割であると考え、」と、就任にあたっての抱負は4年前も2年前も今も変わらないのですが。この2年間の任期を省みるにコロナ禍も徐々にそれ以前の日常に戻りつつある中、国会議員等との接触、会員との日常活動における交流も順次回復し、日常の絶え間ない運動が必要な税政連の活動が戻ってきたと感じています。

名古屋税理士政治連盟の設立目的達成のため、一体となって運動するための調整役としての役割を十分に認識し、先輩諸氏のご指導を仰ぎ、物事を正確に理解しきちんと伝えられるよう、一層の研鑽を積み活動に関わっていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いたします。

役員就任挨拶



副幹事長

谷口 賢治

(大垣支部)

去る6月9日に開催された名古屋税理士政治連盟定期大会後の総務会において、副幹事長に選任されました大垣支部の谷口賢治です。副幹事長2期目となり、国対委員長の大役を頂戴しました。身の引き締まる思いです。

さて、前期はコロナ禍の影響がとても大きく、WEB会議や人数を絞った形での陳情等に対応してきました。新年度はアフターコロナの状況となり、様々な活動もコロナ前に戻りつつありますので、出来る限り努力したいと考えています。

政治連盟の活動は、その成果が分かりにくいと思います。しかし、政治活動を縮小して税理士の声が政治家の方々に届かなくなれば、結果として税理士が不利益を被ることになります。選挙等で協力し、政治家の方々からの信頼を得ることが、税理士会の意見を聴いてもらう基礎となります。会員の皆様には、どうか政治連盟活動へのご理解とご参加をお願い致します。



副幹事長

藪本 裕信

(名古屋北支部)

去る6月9日に開催された第50回名古屋税理士政治連盟定期大会後の総務会において、副幹事長に選任されました名古屋北支部の藪本裕信でございます。前期、前々期に引き続き3度目の副幹事長の職ですが、小島幹事長のもと、職務を全うしてまいりたいと思います。

担当は再度広報委員長を仰せつかりました。前期はコロナ禍のもと、予定されていた諸行事

の開催が延期または中止となり、会員の皆様に政治連盟の活動を十分に報告できず残念に思いました。新型コロナウイルス感染症は「5類感染症」に移行され、行動規制等も緩和されました。まだ予断は許されませんが、各後援会等も活動が活発になりつつあります。今後の後援会や名古屋税理士政治連盟の活動をタイムリーにわかりやすく会員の皆さんにお伝えできるよう、頑張っていきたいと思います。

我々税理士の意見や思いを国政の場においてしっかりと発言していただける議員を応援し、その後援会の活動を十分にバックアップできるような広報活動をしていきたいと思います。

今後とも更なるご支援、ご協力をよろしくお願ひいたします。



副幹事長

工藤 智

(関支部)

去る6月9日に開催された第50回名古屋税理士政治連盟定期大会後の総務会において、副幹事長に選任されました関支部の工藤智でございます。初めて財務委員長の大役を仰せつかり身の引き締まる思いです。前期は、名税政の関支部長を務めておりました。

名古屋税理士政治連盟は会員からの会費で運営されており、会費の収納率を向上しなければなりません。前委員長も収納率向上のためにいろいろと努力されました。私も、収納率向上のために収納率の高い支部を参考にし、会員に対しては政治連盟の活動の必要性重要性を訴えて行きたいと考えております。また、年間数回財務委員会を開催し、皆さんからお知恵を拝借して、収納率の向上を目指したいと思っております。

これから2年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

役員就任挨拶



副幹事長

豊田 泰史

(名古屋西支部)

去る6月9日に開催された名古屋税理士政治連盟定期大会後の総務会において、副幹事長に選任されました名古屋西支部の豊田泰史です。

前期に続いて2期目を務めることとなりました。この度は組織委員会の委員長となり身の引き締まる思いです。

組織委員会は、名税政各支部の幹事長から構成されており、組織活動の統一、強化に関する事項と、支部との連絡調整に関する事項を担当します。

主な課題は、組織活動の強化であります。支部との連携を通して、税政連の存在理由、税理士会との関係、活動の内容や税制改正の結果等をお伝えすることにより、税政連活動に対する理解や関心を組織全体として高めていきたいと考えます。

昨今の納税者や税理士を取り巻く環境変化の中、税理士会の要望を実現する団体としての役割を改めて重く受けとめ、菱田会長や小島幹事長のご指導をいただきながら、この2年間を頑張りたいと思います。



副幹事長

長谷川 浩康

(岐阜北支部)

名古屋政治連盟第50回定期大会後の総務会において、副幹事長に選任されました岐阜北支部の長谷川です。

要職を仰せつかり、身の引き締まる思いです。

名税政の諸先生方の御指導を仰ぎながら、微力ながら2年間役職を務めて参りたいと存じます。

定期大会において承認されました令和5年度運動方針には、達成すべき目的として以下の項目が掲げられております。

1. 納税者の権利擁護と進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
1. 公正で民主的な租税制度の確立
1. 税理士の社会的地位の向上と権利の確保、拡充

昨今の著しい情報化社会の進展や激変する国際情勢などを踏まえれば、上記目的の達成は決して容易なことではないと感じます。そしてこれらの目的達成のために、立法を司る国会議員との接点を持つ政治連盟の果たす役割は、今後も益々重要になってくると思います。

会員の先生方におかれましては、従前にも増して政治連盟の活動に、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



副幹事長

浅井 昭弘

(岐阜南支部)

この度、名古屋税理士政治連盟第50回定期大会後の総務会において、副幹事長に選任されました岐阜南支部の浅井昭弘でございます。副幹事長は2期目ですが、その前は支部長をしており、政治連盟との関わり合いは5年目となります。時代の流れは早いもので前半はコロナ真ただ中でありほとんど活動はできなかったと思います。コロナがやっと収束に向かったと思ったら、生成AI。これは、我々の業務の有償無償独占に多大な影響を与

役員就任挨拶

えると思います。2040年代にはシンギュラリティが起これ、我々の業務に大転換が起こる可能性があります。ただでさえ、税法も事業承継税制、インボイス制度、電帳法と新たなものが目白押しで、研修制度なくしては独学では不可能になりつつあります。さらにAI用に線形代数、Pythonを勉強することは、大変なことです。若いこれからの先生は、将来への不安もあり切実な問題でもあります。税理士会として真剣に考えていく必要があります。政治としても考えていく必要があります。2年間は、副幹事長としてこれからの人のために何ができるかを考え責務を果たしたいと思えます。よろしくお願いします。



副幹事長

三野島 徹

(高山支部)

この度、名古屋税理士政治連盟第50回定期大会後の総務会において、副幹事長に選任されました高山支部の三野島 徹でございます。

前期は、名税政高山支部の支部長を務めさせていただきましたが、今年度よりこのような大役を仰せつかり、しかもこの要職は、高山支部として初めての選任であり、身の引き締まる思いがいたします。

名古屋税理士政治連盟は、税理士会の要望である①税理士会員の地位向上と②納税者のための税制の実現ができるよう活動をしております。そしてその活動は、税理士会の要望を実現するために必要な政治活動です。

このことが、実感として解りかけてきた心もとな一員ではありますが、今後は一人でも多

くの会員が、名税政の活動に対して、関心を持っていただき、協力をしていただけるように、役員の一ひとりとして、職務に取り組んでまいりますので、会員の皆様のご支援、ご協力よろしくお願い申し上げます。



副幹事長

桑村 毅

(多治見支部)

この度名古屋税理士政治連盟第50回定期大会後の総務会において副幹事長に選任されました多治見支部の桑村毅でございます。これまでは名税政多治見支部の支部長を仰せつかっておりましたが、今回この様な大役を拝命致しまして恐縮しております。

前任中は多治見支部長として名税政の役員と共に衆議院選挙などにも対応させていただきましたが、感染症対策でこれといった活動は出来ませんでした。しかしながら会費納入のお願いを通じて会費収納率の上昇を見ることができ、定期大会で支部表彰を受けることができたことは少しばかりお役に立てたかなと思っております。

さて多治見支部は国政選挙のエリアが広く衆議院選挙でも4区と5区にまたがっています。支部会員の皆様の意見を政治連盟を通じて支持政党・議員の違いを超えてお伝えしていくことが大変重要なことだと思います。

まだまだ感染症の影響は多く残ると思いますが、名古屋税理士会、名古屋税理士政治連盟の下、会員の皆様のご支援とご協力をいただき2年間務めさせていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。

役員 就任 挨拶



副幹事長

今井 正義

(中津川支部)

この度副幹事長に選任されました中津川支部の今井正義です。

税理士会は税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、またはその諮問に答申することができるかとされています。

私たち税理士は、様々な企業や個人の税務相談に携わる中で、税制改革や経済政策の重要性を日々痛感しております。これを改善するため税理士会には、税制改革や経済政策に関する議論や研究活動を活発に進め、政策提言や情報発信活動を行って頂かなければなりません。

これらの税理士会の要望を具体的に政治に反映させるためには、政党や国会議員等に働きかけ、選挙においては推薦候補者を決定し、その選挙の支援活動を行うことが必要であります。これこそが名古屋税理士政治連盟の使命です。

私自身も税理士としての専門知識と政治への関与を結びつけ、地域の発展と社会の向上に貢献できるよう微力ながら精一杯活動してまいります。



副幹事長

糟谷 和彦

(名古屋東支部)

この度、名古屋税理士政治連盟第50回定期大会後の総務会において、副幹事長に選任されました名古屋東支部の糟谷和彦です。これまでは

名古屋東支部の支部長を仰せつかっておりましたが、これから2年間は副幹事長という要職を務めることとなり身の引き締まる思いです。

近年社会情勢は急速に変化し、納税者・税理士を取り巻く環境も大きく変化しており、税理士会が求める方針を実現するためには政治の力を借りなければならない場面が想定され、政治連盟が果たす役割が重要となってきたことを実感しています。名税政の活動には不慣れではございますが、定期大会で承認されました運動方針に従いその実現の一助となるよう、会長、幹事長を始め役員の皆様のご指導を仰ぎながら、微力ではありますがこの2年間精一杯努力していきたくと思います。

会員の皆様方の名税政に対するご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



副幹事長

山田 文章

(名古屋中支部)

去る6月9日に開催されました名古屋税理士政治連盟定期大会後に開かれた総務会において御承認をいただき引き続き副幹事長に選任され、就任することになりました名古屋中支部の山田文章です。

前期は、1期目でできることは何であろうと私なりに考えて、私の立場としてできるだけたくさんの方からのご意見や要望を伺うことではないかとの思いに至りました。

2期目の今年はさらなる思いを胸に、菱田会長や小島幹事長はじめ役員の皆様のご指導をいただき頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

役員就任挨拶



副幹事長
佐藤 英男
(中川支部)

この度、名古屋税理士政治連盟副幹事長に選任されました中川支部の佐藤英男でございます。会務としましては、ここ4年、名古屋税理士会の理事(支部長)、常務理事(会務制度部長)を務めさせていただきました。政治連盟はこれまでほとんど縁がなく、今回も名古屋市内の支部としては最も会員数の少ない支部の事情もあり、急遽私が仰せつかることとなりました。

政治連盟と言えば、会費収納率の問題、いわゆる政治活動との誤認識程度の知識しかありません。この度、副幹事長を拝名し、菱田会長はじめ諸先輩方のお手本を参考にさせていただき、税理士と税理士会、税理士会と政治連盟とのつながりというものを、関係法令も勉強しながら自分なりに理解を深めていき、ひいては社会にとってさらなる税の公平につなげていきたいと考えております。まずは税制改正に関する要望書を読み込みたいと思います。それでは2年間何卒よろしくお願い申し上げます。



副幹事長
早川 仁
(半田支部)

この度副幹事長に選任されました半田支部の早川仁です。前期は名税政半田支部長として総務を務めてまいりました。今期はこのような大役を拝命し、身の引き締まる思いです。

前期までの支部長としての職務は本会からのさまざまな事項等を支部に伝えていく橋渡し役が中心でしたが、今期は副幹事長としてさまざまな事項に携わることになり、会長、幹事長をはじめとした役員の皆様方のご指導をいただきながら頑張りたいと思っております。

名古屋税理士政治連盟の目的は名古屋税理士会の方針に添って、必要な政治活動を行うことです。税の専門家である税理士は税法をはじめとした法律に密接に携わる業務を行っております。政治連盟は税理士や納税者の声が税理士による国会議員等後援会を通じて政治家に伝わり、国政の場で活かされていくために存在していると考えます。

会員皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

表紙のことは

“夏の輝き”

浅野 博嗣(名古屋中村支部)・撮

これは藤前干潟での写真です。
太陽の反射がキラキラと輝く中、ダイサギが魚がいないかなと探しているところです。
藤前干潟は生物多様性が素晴らしく、日本のラムサール条約登録湿地53ヶ所のうちの一つです。

カメラ：ミノルタ a 7
レンズ：AF400×1.4テレコン
データ：1/1000 F13

諸 会 合 報 告

第2回幹事会を開催 各委員会の人事案件について審議

令和5年7月4日(火)午後3時からルブラ王山において第2回幹事会を開催した。会議は神戸副幹事長の司会により開会し、菱田会長があいさつを行った後、小島幹事長が議長となり、次の議案について審議が行われ承認された。

〔承認事項〕

各委員会委員長及び副委員長の委嘱について

〔審議事項〕

各委員会の構成について

〔報告事項〕

1. 令和6年度の税制改正に関する要望書について
2. 今後の会議等開催予定について



名古屋税理士政治連盟各委員会構成員

委員会	委員長	副委員長	委 員					
政策委員会	倉地 茂雄	平工 信雄 八木 秀樹	和田 義雄	重富 久夫	杉野 嘉則			
国対委員会	谷口 賢治	久納 幹史 大川 雅彰	服部 守恭 田中 勝彦 細井 隆好 上島 大慶	苅谷 悦利 落合 伸弘 西尾 正範	竹市 憲正 西尾 博隆 三品 雅義	高橋 貞光 前原 明弘 表野 宏和		
広報委員会	籾本 裕信	早川 智央 梅本由美子 大川恵利子	栗本 直美 水谷 公俊 加藤 正樹	藤垣 寿通 後藤 隆一 鈴木 幸	高橋 茂樹 安藤 雅康	柴山 淳子 丸山 剛		
財務委員会	工藤 智	山下 晃弘	安田 哲也	太田 麻紀	榎垣 久子	庭瀬 千明		
組織委員会	豊田 泰史	深川 祐司 杉浦 勝美 濱田 和希 小林 正俊	鈴木 康也 水野 泰正 名古屋 涉 佐藤 章敬	岡崎 壮男 水野 貴文 形部 恒	佐藤 義行 宇佐美貞幸 谷澤 真輔	西田 憲幸 竹山 勉 大矢 力三		

令和5年7月4日 第5回正副幹事長会
〔協議事項〕

1. 各会議の運営等について
 - ①役員会及び委員会等について
 - ②名税政の活動について
 - ③名税政の主な課題について
2. 正副幹事長会の配席について
3. 幹事の委嘱案について
4. 幹事会の運営について
5. 支部長・後援会長連絡会議の開催及び運営について
6. 推薦国会議員等政策秘書との勉強会の開催及び運営について
7. 令和5年度支部交付金の交付について
8. 令和5年度支部活動負担金の交付について
9. 令和5年度後援会寄附交付金の交付について
10. 令和5年度後援会活動負担金の交付について
11. 名税政会報「展望」の原稿執筆順序について
12. 第50回定期大会の開催結果及び反省事項並びに第51回定期大会の開催について
13. 日税政からの推薦国会議員等への陳情等の実施方依頼について
14. 推薦国会議員等への陳情の実施について
15. 「大村ひであき政経セミナー」（7月6日）への出席者の確認について
16. 税理士による古川元久後援会「定期総会」への出席者の確認について
17. 税理士による野田聖子後援会「定期総会」への出席について
18. 「参議院議員 伊藤たかえさんを育てる会」への出席について
19. 大村ひであき「支援団体懇談会」への出席について
20. 税理士による大塚耕平後援会、名古屋税理士政治連盟中川支部共催「セミナー」への出席者について
21. 税理士による斎藤嘉隆後援会「定期総会」への出席について
22. 税理士による渡辺猛之後援会「勉強会」、「役員会」への出席について
23. 衆議院議員 工藤彰三「国政報告会」、「親睦会」について
24. 税理士による里見隆治後援会「定期総会」への出席について
25. 税理士による武藤容治後援会「定期総会」への出席について
26. 税理士による金子俊平後援会「定期総会」への出席について

27. 「衆議院議員 丹羽ひでき躍進の集い2023」について
28. 税理士による牧義夫後援会「定期総会」への出席について
29. 税理士による伊藤たかえ後援会の設立及び設立総会への出席について
30. 各種行事への出席者の確認等について
31. 令和5年度会議等開催予定について

〔報告事項〕

1. 支部からの代議員の選出結果について
2. 本会理事会及び調査研究部会への出席について
3. 証票交付式における研修会の講師順序について
4. 日本税理士政治連盟「令和6年度税制改正に関する建議・要望」リーフレットについて
5. Microsoft 365の利用について

令和5年7月4日 第2回政策委員会

1. 令和6年度の税制改正に関する要望書について
2. 今後のスケジュールについて

令和5年7月4日 第1回国対委員会

- ・当面の諸問題について

令和5年7月4日 第5回広報委員会

〔協議事項〕

1. 小委員会の構成について
2. 「名税政」機関紙発行の手順について
3. 今後の委員会の開催日程及び当委員会の原稿執筆順序について

令和5年7月4日 第2回財務委員会

1. 今後の運営について
2. 会費収納率の向上について

令和5年7月4日 第1回組織委員会

- ・当面の諸問題について

令和5年7月18日 第6回広報委員会

〔協議事項〕

1. 「名税政」6月号の反省と7月号の発行報告について
2. 「名税政」8月号の編集について
3. 「名税政」9月号の企画について
4. 今後の会議日程について

税理士による国会議員等後援会 (順不同)

令和5年8月1日現在

院		氏名	政党	選挙区	会長	幹事長
衆	現	古川元久	国民	愛知2区	前原明弘	神戸秀夫
衆	現	近藤昭一	立憲	愛知3区	渥美雅裕	大川雅彰
衆	現	野田聖子	自民	岐阜1区	平工信雄	荻谷悦利
衆	現	棚橋泰文	自民	岐阜2区	藤川師弘	高橋貞光
衆	現	武藤容治	自民	岐阜3区	丹下忠彰	竹市憲正
衆	現	金子俊平	自民	岐阜4区	平林英一	田中勝彦
衆	現	古屋圭司	自民	岐阜5区	前川直彦	西尾博隆
衆	現	牧義夫	立憲	比例東海	田中道義	表野宏和
参	現	大塚耕平	国民	愛知県	久野耕嗣	久納幹史
参	現	斎藤嘉隆	立憲	愛知県	井ノ上由貴男	三品雅義
参	現	藤川政人	自民	愛知県	宮崎晃吉	細井隆好
参	現	里見隆治	公明	愛知県	梅原一男	上島大慶
参	現	渡辺猛之	自民	岐阜県	加藤敦司	落合伸弘
参	現	大野泰正	自民	岐阜県	石黒敏司	服部守恭
	名古屋市長	河村たかし	減日		浅野洋	西尾正範

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。関与先様
1件から
利用可能**未収金防止、業務負担を軽減!****不定期な報酬にも対応!****総合的な売上管理が可能!**報酬自動支払制度の
お問い合わせは**0120-155-551**

ホームページから資料請求・申込が可能です。

報酬自動支払制度 検索

オンライン相談実施中!...ご希望の方は、ホームページからお申込できます。
<https://www.houshu.co.jp/zoom/>関与先様の集金は
My 集金 NET集金業務で
お悩みの
関与先様を
ご紹介ください。賃料・各種会費・購読料
など定期・不定期を問
わず1件からサポート
します。My 集金 NETの
お問い合わせは**03-5931-0666**

税理士協同組合事務代行社

株式会社 **日税ビジネスサービス**URL <https://www.nichizei.com/nbs/>

令和5年7月31日時点

● 定期総会及び設立総会開催のお知らせ ●

「税理士による河村たかし後援会」定期総会

日 時 令和5年8月22日(火) 総 会：午後6時30分から
懇親会：定期総会終了後

会 場 東京第一ホテル錦

「税理士による牧義夫後援会」定期総会

日 時 令和5年8月25日(金) 総 会：午後5時30分から
懇親会：定期総会終了後

会 場 サイプレスガーデンホテル

「税理士による伊藤たかえ後援会」設立総会

日 時 令和5年9月1日(金) 総 会：午後6時から
懇親会：設立総会終了後

会 場 名古屋ガーデンパレス

「税理士による古屋圭司後援会」定期総会

日 時 令和5年9月2日(土) 総 会：午後3時30分
懇親会：午後5時30分

会 場 多治見税理士会館

「税理士による近藤昭一後援会」定期総会

日 時 令和5年9月8日(金) 総 会：午後6時から
懇親会：定期総会終了後

会 場 THE CONDER HOUSE

「税理士による渡辺猛之後援会」定期総会

日 時 令和5年9月10日(日) 総 会：午後4時から
懇親会：午後5時から

会 場 グランヴェール岐山

「税理士による大野泰正後援会」定期総会

日 時 令和5年9月30日(土) 総 会：午後5時から
懇親会：定期総会終了後

会 場 グランヴェール岐山

※令和5年7月号会報に掲載した日時から下線部分に変更となっております。

また、税理士による後援会「定期総会」の開催日時及び会場につきましては、令和5年7月31日時点の情報です。開催日時及び会場につきましては、変更になる場合があります。恐れ入りますが、ご出席される方におかれましては、各後援会へ事前にご確認いただきますようお願いいたします。

令和6年度の税制改正に関する要望

名古屋税理士政治連盟

本連盟は、令和6年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる13項目について要望書を取りまとめました。

この要望書は中小企業者等、納税者の税負担の適正化を求めて、次のような視点から提言をしています。

1. 公平な税負担
2. 理解と納得のできる税制

3. 適正な事務負担
4. 時代に適合する税制
5. 透明な税務行政

国会議員の皆様におかれましては、本連盟の意とするところをお汲み取りいただき、党内審議及び国会審議に際しましては、本連盟の要望実現に向けて是非ともご尽力、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

税制改正に関する重点要望事項

◎は重点要望事項

〔所得税〕

◎1. 所得控除を見直すこと。

- (1) 年少扶養親族に対する扶養控除を復活させること。
(所法2、84)

《理由》

年少扶養親族(16歳未満)に対する扶養控除は、子ども手当の財源としてその制度が廃止された。しかし、その後、子ども手当は廃止され、改組された児童手当も所得制限が設けられているため、年少者を扶養する者に対する社会保障上の支給と所得税における所得控除のバランスが著しく損なわれている。

国民が安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しし、少子化問題に対応する観点からも、税務の立場からは、早急に16歳未満の扶養親族も扶養控除の控除対象扶養親族に含めるべきである。

- (2) 基礎控除額を引き上げること。
(所法86)

《理由》

基礎控除額は、本来、憲法25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する最低生活費としての性格を有するものと考えられる。その考えによるならば、基礎控除額の水準は、生活保護制度における生活扶助基準額程度は必要となるが、これと比較しても十分な額とはいえず、その役割を果たしているとはいえない。

まずは最低生活費の意味合いを持つ基礎控除額に関しては、前述の生活扶助基準額などを参考にして大幅にその金額を引き上げるべきであり、その後において関連諸制度の整理見直しをすべきである。

平成30年度の税制改正では、フリーランスや起業家など様々な形態で働く人々を支援するため、給与所得控除額や公的年金等控除額を基礎控除額に振り替える見直しが行われた。あわせて、所得再分配の観点から、所得が一定額を超える者について、基礎控除額及び配偶者控除額等を通減・消失させるとともに、公的年金等以外に一定額を超える所得を得ている者については、公的年金等控除額を引き下げるなど、各種控除の見直しが行われた。

しかしながら、基礎控除は、前述のとおり基礎的な人的控除であり、憲法25条の生存権を保障するために最低生活費相当額を控除する制度であることから、納税者本人の所得金額に応じて通減・消失させるべき控除項目ではない。

また、働き方の多様化により、フリーランスや起業家などと、給与所得者や年金受給者との間に不公平があるのであれば、各種所得の金額を計算する上において合理的な基準により負担調整を行うべきであり、所得控除に振り替える調整をすべきではない。

さらに、現状の所得控除方式によると高所得者ほど税額削減効果が高く、有利であるという問題については、所得控除方式の人的控除を行った後の課税所得に対して適用される税率構造(ブラケット)を調整すべきである。

◎2. 所得税の確定申告期限を延長すること。

(所法120)

《理由》

所得税の確定申告期限は3月15日であるが、毎年税制改正により所得税に関する規定がますます複雑化しており、確定申告書の作成においてより多くの時間が必要になっている。また、令和5年10月1日から導入が予定されている消費税のインボイス制度により納税者の所得税の確定申告に係る負担がさらに増大するものと考えられる。個人事業者の消費税の確定申告期限が3月31日であることや所得税の確定申告情報を基に課税する地方税の賦課課税事務への影響を考慮して、所得税の確定申告期限は少なくとも3月末日まで延長すべきである。

〔法人税〕

3. 損金算入規定等について見直すこと。(法34)

- (1) 法人税法において役員給与は原則損金算入であることを明示すること。

《理由》

職務執行の対価として会社法に従って適法に支払われた役員給与は、損金の額に算入されるべきであり、役員給与は原則損金算入であることを法人税法

に明確に規定すべきである。現行の法人税法34条の規定を改め、過大な役員給与等損金不算入になる要件を別に限定的に定めるべきである。

(2) 退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて損金算入を認めること。

《理由》

就業規則等により退職金や賞与の支払を明確に規定し、退職給付引当金、賞与引当金を合理的に算定している法人については、当期の負担と考えられる金額の損金算入を認めるべきである。

[相続税・贈与税]

4. 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更すること。

《理由》

現行の相続税法では、遺産取得課税を前提としつつも、税負担総額は各相続人の実際の取得額にかかわらず、遺産の総額と法定相続分によって一律に算出するという我が国独特の制度である法定相続分課税方式を採用しているため、次のような問題がある。

- 同額の遺産を取得した場合でも遺産の総額や法定相続人の数により相続税額が異なる。
- 相続財産に申告漏れがあり修正申告等をした場合には、その漏れていた財産の取得者だけでなく、全ての相続人や受遺者の相続税額に影響を及ぼす。
- 相続税の申告をする場合、他の相続人から、相続により取得した財産だけでなく、生命保険金や死亡退職金の金額の提示を受けなければならない。よって、相続人や受遺者が実際に取得した財産に各々課税する遺産取得課税方式へ変更すべきである。また、遺産取得課税方式に移行した場合、各相続人が取得した財産に応じて相続税が課されることから、連帯納付義務は当然に廃止されるべきである。

5. 生前贈与加算の期間を7年に延長すること等に伴う適切な措置を講ずること

《理由》

これまで相続開始前3年以内に行われた贈与について相続財産に加算することとされていたが、令和6年1月以降の贈与については、7年に延長されること、延長された4～7年前に贈与された財産については、合計金額から100万円を控除することとされた。

暦年課税制度と相続時精算課税制度のいずれかを納税者が選択するにせよ、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築の観点から、さらに税率や、期間の長期化に伴う書類の保管、手続などの納税者の負担増について適切な措置を講ずるべきである。

[消費税]

6. 適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入を見送るべきである。

(新消法30①、57の2～57の4)

《理由》

令和5年10月に予定されているインボイス方式では、現行の免税事業者は、インボイスを発行することができないため、免税事業者が不利な取引条件を

求められたり、取引自体から排除されたりするおそれがある。また、インボイスを保存することが、仕入税額控除の要件とされるため、インボイスの発行や保管などの事務の増加は中小企業にとって極めて重い負担となるが見込まれる。

現行の消費税法は取引慣行や中小企業の納税事務負担に配慮した帳簿方式を採用し、請求書等の保存などにより制度の透明性は確保されている。また、帳簿方式は事業者が法人税や所得税の申告のために作成している会計帳簿によって仕入税額控除を行うことができ、インボイス方式と比べて事業者の納税事務負担ははるかに少なく済むと思われる。

よって、帳簿方式を継続し、インボイス方式の導入を見送るべきである。

◎7. 消費税は単一税率とすること。(消法29)

《理由》

消費税の軽減税率は、次に掲げる理由により廃止し、単一税率に戻すべきである。

- ①軽減税率制度による軽減効果は、低所得者より高所得者の方がその恩恵をより多く享受することになり、低所得者に対する負担軽減策としては不十分である。さらに、軽減税率制度により一定の消費税の逆進性は緩和されるが、逆進性そのものが解消するわけではなく、低所得者の税負担率は相対的に高いままとなる。
- ②軽減税率制度による税収減収額を補てんするため、標準税率の更なる引上げ、社会保障給付の抑制が必要になる。
- ③軽減税率制度を導入している諸外国を見ても、軽減税率の対象となる品目が必ずしも合理的に決定されているとは認めがたく、そもそも明確な基準を設定することは困難である。また、その選定に当たっては、業界団体の圧力や政治的介入を招き、恣意性が排除できなくなるおそれがある。
- ④軽減税率制度は、経済活動に対する競争中立性を阻害するおそれがある。

◎8. 各種課税制度の選択できる時期を見直すこと。(消法1、9、37)

《理由》

消費税の各種課税制度の選択については、基準期間の課税売上高による判定ではなく当該課税期間の課税売上高による判定とするべきである。

基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となる場合や、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務が生じる場合があり、小規模事業者にとって極めてわかりにくい制度となっている。こうした弊害を解消するために、納税義務を判定するための基準期間制度を廃止し、全ての事業者を課税事業者とした上で、課税期間の課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者には、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

また、現行の簡易課税制度の適用を受けようとする

る場合の「消費税簡易課税制度選択届出書」や、免税事業者が多額の設備投資を行い、消費税の還付を受けようとする場合の「消費税課税事業者選択届出書」は、いずれもその適用を受ける課税期間開始前に提出しなければならない。しかしながら、この取扱いが全ての事業者に周知・理解されているとは言い難く、また、従来より経済環境の変動要因が多い中、小規模事業者が課税期間開始前までに提出の要否を適切に判断することは非常に困難であり、その判断いかんにより納税額に大きな差異が生じるなど、大きな負担を強いるものとなっている。

よって、以下の各届出書の提出時期を、確定申告書の提出期限までとするよう改正すべきである。

- ①消費税課税事業者選択届出書
- ②消費税課税事業者選択不適用届出書
- ③消費税簡易課税制度選択届出書
- ④消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- ⑤消費税課税期間特例選択・変更届出書

〔地方税〕

9. 婚姻期間が20年以上の配偶者からの贈与により居住用不動産を取得した場合は不動産取得税を非課税とすること。

《理由》

贈与税の配偶者控除制度は、老後生活を安定させるため最も必要であると考えられる居住用不動産を配偶者から贈与を受ける場合、受贈者の税負担を軽減する目的で制定された優遇措置である。

本来配偶者がこの特例を利用して居住用財産を取得した場合、他の不動産を取得した場合と同様に不動産取得税を課税することは、結果として、新たに税負担を引き起こすことになる。この点は制度趣旨に鑑みて適切ではない。

よって、贈与税の配偶者控除制度が適用される贈与については、不動産取得税はこれを非課税とすべきである。

10. ふるさと納税の適正化を図ること。（地法37の2）

《理由》

本来、住民税は、応益課税の観点から、納税者が住所地を有する自治体に、行政サービスを受ける対価として納付するものと考えられている。しかし、ふるさと納税が普及し、納税者の意志により、任意に納税先を選択できることとなり、結果として、本来の住所地への納税額が減額されているという弊害が指摘されている。

また、実際の運用段階において、当初制度設計時には想定されていなかった諸問題も同時に指摘されている。

平成31年度税制改正では、返礼品について、その調達額を寄附額の30%以下で、かつ、地場産品とするという基準を守らない自治体については指定自治体から除外するとの規定が設けられたが、寄附文化の醸成を図るのであれば、ふるさと納税には一定の限度額を設け、本来の寄附金税制を充実すべきである。

〔複数税目共通〕

11. 減価償却の計算方法として定率法と定額法の選

択は維持した上で簡素な計算方法に見直すこと。（所令120の2 法令48の2）

《理由》

近年、国際財務報告基準の導入やグローバルな展開をする企業グループ内での処理統一化といった観点から、企業会計においては減価償却方法を定額法へ統一する動きがみられる。税務上も平成28年度税制改正により、建物附属設備、構築物の減価償却方法は定額法が強制適用されることとなった。

しかし、中小企業においては、処理の統一よりも投資時の影響に関心が高く、定額法への統一は中小零細の納税者の投資意欲を減退させる可能性があるため、引き続き定率法と定額法の選択適用を認めるべきである。

また、現在採用されている定率法の計算方法は、耐用年数の途中で改定取得原価及び改定償却率を用いた定額償却への切替えを行う必要があり、納税者自身が計算する際には非常に煩雑な作業を強いられることとなっている。事務負担の軽減、制度の簡素化のために、例えば残存価額が1円に達するまで同一の償却率により償却計算を継続するなど、納税者自身が計算できるような簡素な計算方法に見直すべきである。

12. 少額の減価償却資産における取得価額基準を引上げること。

（所令138、139、法令133、133の2、措法28の2、67の5）

《理由》

取得価額が30万円未満の減価償却資産については、措置法による中小企業者の特例や一括償却などの方法が併存し、複雑な制度となっている。事務負担の軽減及び投資の促進のために、個人・法人の区別なく、また法人の規模・種類を問わず、全額必要経費又は損金に算入できる減価償却資産取得価額基準を、一律30万円未満に統一すべきである。

13. 税法上の親族の範囲を各税法の趣旨に合わせた範囲にすること

《理由》

税法の課税要件における親族は、多くの場合、民法における親族の6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族を借用している。

しかし、現代社会では、以前とは違って社会生活が変化しており、6親等の血族まで親密な関係であることは稀である。それにもかかわらず、法人税法において同族会社の判定をする場合、グループ法人税制において個人株主による完全支配関係の判定をする場合、財産評価基本通達に従って取引相場のない株式を評価する場合等にこのような親族範囲を適用するのは、納税者の感覚からかけ離れているだけでなく、親族確認に要する事務負担が少なくない。

したがって、各税法における課税要件の適用範囲を、例えば「生計を一にする親族」、「同居親族」、「配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族」、「3親等内の血族、配偶者、1親等の姻族」など各要件に応じて個別に規定し、実態に合わせたものに見直すべきである。

☕ ひろあしん

令和5年初夏。訪日外国人の姿も多く見かけるようになりましたが、日本から直行便で行ける国はまだまだ少ないようです。

小学生の娘も一緒のため乗り継ぎをなるべく避けたい我が家の旅は、特にセントレアからだとかなり限られてしまいます。燃油サーチャージも高い事ですし。。。

ならば国内だ！ まだ行った事のない県に行って47都道府県を制覇してみよう！と、昨年になって思いました。

先月は青森、岩手に行き、現代美術館巡りと、わんこそばを楽しんできました。

海外の場合、降りたった空港から街の中心地へ向かう窓からの風景が既に興味深く、旅に出ているんだという高揚感があります。

片や、日本。国道沿いは良いか悪いかいつも



青森県立美術館「あおり犬」

の便利な店だらけで、もはやどこも似た風景が続いている事が多いです。

しからば、言葉が通じ、安全であるメリットを生かし、奥へ奥へと進み、より日本を知ろう、と思うわけです。

有名どころの観光地と、予め調べたり現地でも聞いたりしたその土地っぽい場所、その両方に行くよう心掛けております。

旅行した県も40となりました。さて、次はどこに行ってみようかな。

(広報委員 水谷 公俊)

JDLのAI-OCRで業務改善

選んでよかった! JDL

「JDL AI[®]」が会計事務所の “三大入力負荷”を大幅に削減!



AI-OCR 仕訳入力システム[™]

AI-OCR 年末調整入力システム[™]

AI-OCR 確定申告入力システム[™]

事務所にいながら30分でよく分かる! もちろん無料!

JDLの「AI-OCR」をWebデモンストレーションで体感!

お申込みはこちら

JDL AI 検索



株式会社 日本デジタル研究所 本社/〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 Tel.03-5606-3111(大代表)

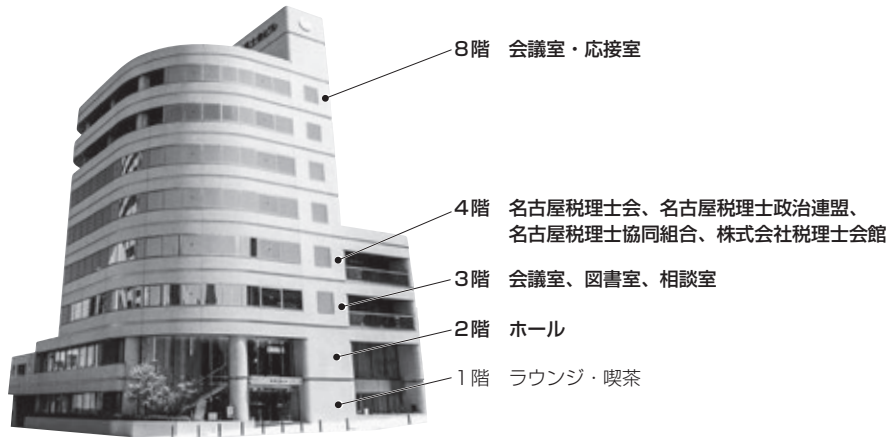
名古屋支店/〒453-0015 名古屋市中村区椿町1-16(井門名古屋ビル5F) Tel.052-454-1150(代)

千種営業所/〒464-0075 名古屋市中千種区内山3-26-2(名古屋董友ビル4F) Tel.052-559-0093(代)

税理士会ビルのご案内

株式会社税理士会館

税理士会ビルには、名古屋税理士会、名古屋税理士政治連盟、名古屋税理士協同組合、株式会社税理士会館の4団体がごぞいます。管理する施設を、講演会・セミナーなどのイベントや会議でご利用いただけます。ご利用の際は、名古屋税理士協同組合(TEL 052-752-6111)へご連絡ください。



税理士会ビルの建物内及び敷地内の全面禁煙について
 令和5年9月末日をもって、税理士会ビル2階喫煙ルームの閉鎖及び1階北側千種警察署側出入口の灰皿の撤去をいたします。
 建物内及び敷地内は全面禁煙となりますのでよろしくお願いたします。

近隣の駐車場MAP ※税理士会ビルに駐車場はありません。



交通のご案内 ●地下鉄：東山線池下駅2番出口より徒歩3分 ●市バス：池下バスターミナルより徒歩5分

おもいやる心がしあわせに

住宅等割引優遇制度

理事長あいさつ

平素は、格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。名税協では、組合員・賛助会員及びその家族・事務所職員を対象に、名税協住宅割引優遇制度の斡旋を行っております。この制度は、提携する各社が、商談の際に提示する紹介カードによって、販売価格等から割引する特別な優遇制度です。組合員・賛助会員及びその家族・事務所職員の皆様が住宅等のご購入ご検討の節はぜひともこの制度のご利用をよろしく願います。



<p>三菱地所レジデンス 最高の笑顔のある暮らし。 組合員・賛助会員及びその家族・事務所職員を対象とする、下記に掲げる対象物件の販売。 販売物件価格の0.5%割引 (消費税及び地方消費税を含む) 名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビル8階 TEL:052-218-7014</p>	<p>長谷工コーポレーション マンション施工実績No.1の長谷工が贈る安心・安全・快適な住まいのご案内 組合員・賛助会員及びその家族(一親等内)・事務所職員を対象とする、下記に掲げる対象物件の販売。 販売価格の0.5%割引 (消費税及び地方消費税を含む) 大阪市中央区平野町1-5-7 TEL:06-6203-3288</p>
<p>ミサワリフォーム中部 資産価値を高めるリフォーム・メンテナンス 組合員・賛助会員及びその家族・事務所職員を対象とする、下記に掲げる対象物件の請負工事。 リフォーム工事価格の3%割引 (消費税を除く) 名古屋市中区新栄2-19-6 TEL:0120-959-117</p>	<p>矢作地所 パンパール分譲マンションの矢作地所 組合員・賛助会員を対象とする、下記に掲げる対象物件の販売。 販売価格の1%割引 (消費税及び地方消費税を含む) 名古屋市中区東区3-19-7 TEL:0120-081-888</p>
<p>名税協共済会 ミサワホーム いっしょにHappyになれるHappy Shareの住まい。 正会員・準会員及びその家族(三親等内)・事務所職員と関与先等のお客様を対象とする、下記に掲げる対象物件の販売又は請負工事。 住宅本体価格の3%割引 (消費税・土地の価格を除く) 名古屋市中区新栄2-19-6 TEL:052-238-0766</p>	<p>名税協共済会 大和ハウス工業 PREMIST ダイワハウスの分譲マンション 正会員・準会員及びその家族(二親等内)・事務所職員と関与先等のお客様を対象とする。 分譲価格の1%割引 (消費税及び地方消費税を含む) 名古屋市中区平池町4-60-9 TEL:052-414-5903</p>
<p>名税協共済会 大和ハウス工業 注文住宅・分譲住宅をはじめ、店舗・事務所・医院等の建築も可能です。 正会員・準会員及びその家族(二親等内)・事務所職員と関与先等のお客様を対象とする。 建物本体価格より3%割引 (※土地契約・追加契約は割引対象外(消費税を除く)) [名古屋支社住宅事業部]名古屋市中区平池町4-60-9 TEL:0120-400-1536 [岐阜支社住宅事業部]岐阜市東田東2-1-6 TEL:0120-443-477</p>	<p>名税協共済会 住友林業 快適で環境にもやさしい木の住まいをお届けいたします。 正会員・準会員及びその家族(三親等内)・事務所職員と関与先等のお客様を対象とする。 建物本体価格の3%割引 (消費税を除く) 名古屋市中区東区1-19-30 マザックアートプラザ オフィス棟4階 TEL:052-979-6298</p>

●提携各社別割引対象物件

三菱地所レジデンス(株)		長谷工コーポレーション	
分譲マンション、分譲住宅		分譲マンション	
ミサワリフォーム中部(株)	矢作地所	ミサワホーム(株)	
リフォーム工事	分譲マンション	分譲住宅、一般注文住宅、事務所併用住宅、賃貸住宅、事務所、分譲マンション、賃貸住宅のリフォームに伴う工事	
大和ハウス工業(株)	大和ハウス工業(株)	住友林業(株)	
分譲マンション	戸建住宅	新築、建て替え、賃貸経営	

- 住宅の保証期間** 構造体の強度に係わるものは10年(但し、ミサワホーム(株)及び大和ハウス工業(株)については30年)とし、他の項目及び免責事項については、提携各社の提携協定書に添付する保証書又はアフターサービス基準によって行います。
- 紹介カードの提出** 物件購入の申込をする際、紹介カードをご提出ください。(割引を受けるためには、紹介カードが必要です。)
- 割引率の適用除外**
 - ①本制度は、提携各社が事業主として、自ら販売する物件に限定し、仲介業者の販売する物件は本制度の対象から除外します。
 - ②提携各社が、臨時、特別な販売価格にて販売される物件については、上記に定める組合員及び賛助会員等の割引の適用はありません。
 - ③提携各社の他の優遇制度との重複適用はできません。



名古屋税理士協同組合・名税協共済会

名古屋市中区栄1-14 税理士会ビル4階 TEL:052-752-6111(代表) FAX:052-752-5120 <https://www.meizeiky.com/>

名税協
葬儀割引
優遇制度

名税協葬儀提携事業 ご案内

20%割引

(但し、※印は特別割引)

対象者

組合員・賛助会員／家族／事務所職員／関与先

利用方法

申込人が、提携各社の営業職員との最初の相談の際には、必ず名古屋税理士協同組合関係者である旨を申し出る事により、本制度の適用ができることとします。

適用の地域

愛知県、岐阜県、三重県、静岡県を地域対象としますが、愛知県、岐阜県の域外については各提携会社の協力企業が代行する場合があります。この場合においても同一の条件にてご利用できます。

割引対象物件

葬儀について利用する祭壇及び花又はさかき(しきみ)を主とする飾りは祭壇として取り扱います。

割引率

割引の対象物件の正価(基本料金)に対し20%を割引します。ただし、他の割引優遇制度との重複適用は認めないものとします。

【提携企業一覧】

名古屋地区 (順不同)

株式会社 一柳葬具總本店
名古屋市中区栄3-14-11 TEL.052-241-0658

株式会社 平安閣(平安会館)【名税協共済会】
名古屋市中区石園町3-25 TEL.052-916-1251

株式会社 レクト(愛昇殿)【名税協共済会】※
名古屋市中区栄3-13-6 TEL.0120-365-254

株式会社 白川殿(白川会館 花音)【名税協共済会】
名古屋市中区山田町1-6-35 TEL.052-916-3321

株式会社 三輪本店(紫雲殿)
名古屋市中区船原町1-12 TEL.052-883-0123

株式会社 ティア(葬儀会館ティア)【名税協共済会】※
名古屋市中区黒川本通3-35-1 TEL.0120-54-9401

株式会社 西田葬儀社【名税協共済会】
名古屋市中区若柳町2-5 TEL.052-841-3342

岐阜地区 (順不同)

株式会社 濃飛葬祭
美濃加茂市本郷町6-7-30 TEL.0574-24-2255

株式会社 ティア(葬儀会館ティア)【名税協共済会】※
TEL.0120-54-9401

株式会社 野々村葬儀社
岐阜市忠節町3-12 TEL.058-262-9222

セレモニーホール豊格院(株式会社レクト・リンク)※
土岐市泉仲森町1-8-3 TEL.0572-55-4872

株式会社 双葉葬祭
多治見市長瀬町18-78 TEL.0572-22-8035

株式会社 レクトエール 丸八葬祭※
中津川市本町1-1-6 TEL.0120-66-2956

税理士のマイショップ

名古屋税理士協同組合・名税協共済会

名古屋市中区千種区覚王山通8-14 税理士会ビル4階 TEL.052-752-6111(代表) FAX.052-752-5120

<https://www.meizeikyoo.com/>